

○一関工業高等専門学校図書館文献複写規則

(平成12年1月11日制定)

(趣旨)

第1条 一関工業高等専門学校が受託する文献複写のうち職員及び学生の私費によるもの、又は学外者の依頼に係るものは、この規則の定めるところによる。

(受託の要件)

第2条 前条の文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り受託することができる。

(申し込み手続)

第3条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ別紙様式による文献複写申込書(別紙様式)を学生課図書係に提出し、図書館長の承認を得なければならない。

2 前項の文献複写について、著作権法(昭和45年法律第48号)に抵触するおそれのある場合は、申し込みを受理しないことがある。

(料金の納付)

第4条 前条の承認を受けた者は、別に定める料金を前納しなければならない。

2 文献複写料金は、総務課財務係に納付するものとする。

3 一旦納付した料金は、返還しない。

(複写料金)

第5条 文献複写料金は、次のとおりとする。

種 別	区 分		金 額	摘 要
電子複写	複写料	A3判 (1枚につき)	学内者20円 学外者35円	A3判以下の複写用紙についても同様とする。

備考 通信運搬費については、文献複写の依頼者において実費を負担するものとする

附 則

この規則は、平成12年1月11日から施行し、平成12年2月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

文 献 複 写 申 込 書

1. この申込みによる著作権に関する一切の責任は申込者が負うものとする。
2. 申込書は、太線内の事項を正確に記入すること。

		受付	No.	年	月	日	
申 込 者	所属又は勤務先						
	学生 年 M・E・S・C No.						
	住所 TEL						
	氏名						
文 献	図書名及び雑誌名		頁 ~ 頁		文献内容及び用途		
	VOL、 NO.						
料 金	枚 数	単 価	カウンター指示数				
	枚	<input type="checkbox"/> 20円 <input type="checkbox"/> 35円	金 額	使 用 前		使 用 後	
			円				
料金領収			年 月 日				
処理担当者			図 書 館 長	図 書 係 長	係 員		